

## 提言

### 1. 担保権の目的物について

- ① 個別財産を対象とする譲渡担保権を明文化する。
- ② 個別財産には、動産、債権のほか、預金口座、契約上の地位、知的財産権、のれん等も含まれるものとする。
- ③ 集合物の「場所」による特定を緩和し、概括的な特定を認める。
- ④ 事業の担保化（事業を構成する財産を包括的に担保化すること）も可能とする。そのための選択肢として次のいずれかを採用する。
  - A 案 ①の譲渡担保権の目的物として事業を構成する財産全てを包含できるようにし、その場合、事業継続型実行（4②）を選択できるものとする。
  - B 案 個別財産を対象とする譲渡担保権とは別に、事業そのものを担保の対象とする事業担保権を創設する（5参照）。

### 2. 公示について

- ① 財産の種類で区別しない横断的・包括的な新たな公示制度（登録制度）を創設する。
- ② 譲渡担保権・事業担保権に関する公示制度の機能は、第三者に担保権が設定されている旨の警告を与えることにあるとの理解に立ち、目的物の特定のための要件を緩和するとともに、包括的な特定（「在庫品すべて」「設備、備品すべて」等）を認める。
- ③ 第三者との優先関係は「公示」の先後で決するが、譲渡担保権の登録は、先行する占有改定に優先するものとする。
- ④ 動産・債権譲渡特例法は廃止し、新たな公示制度（登録制度）に一本化する。

### 3. 担保権の効力について

- ① 事業を担保化した場合（1④）は、担保権の効力は倒産手続（会社更生手続を除く）開始後に生ずる財産にも及ぶ。ただし、事業継続に必要な仕入先の売掛債権や労働債権等、一定の債権につき優先権を認める。
- ② 設定者は、設定契約で禁止されていない限り、通常の営業の範囲内で担保目的物を有効に処分する権限を有する。通常の営業の範囲を超える場合、第三者は即時取得によって保護され得るが、公示を確認しなければ過失が推定される。

### 4. 担保権の実行について

- ① 帰属清算型及び処分清算型の実行について、判例をもとにした明文の規定を設ける。
- ② 事業を担保化した場合には、私的実行として「事業継続型実行」を選択できることとする。事業継続型実行においては、担保権者が選任する「管理者」が事業を継続し、事業を売却することで債権を回収すること

ができるほか、売却までの間、事業から得られる収益から債権回収できるものとする。

- ③ 管理者の法的地位としては、目的財産の帰属を債務者に残したままで管理処分権を担保権者に移し、管理者がこれを行行使すると同時に債務者から業務委託を受ける「業務委託型」と、目的財産の帰属を担保権実行を担う法主体に移転し、この法主体が管理者となる「帰属移転型」の2つの選択肢を認める。

## 5. 「事業担保権」について

- ① “事業”を対象とする担保権を創設する。(前記1①の担保権と併存する)
- ② 「事業担保権」についての新たな公示制度を創設し、特定の事業への担保権設定を公示する。
- ③ 実行は、事業継続型実行を原則とするが、裁判所の許可を得て、事業を構成する個別財産を対象とする帰属清算型実行又は処分清算型実行を選択することも認める。